

② プログラム型森林づくりの展開

ア みんなで森林づくりフィールド（仮称）

個人や団体（学校含む）等広く市民が気軽に森林づくりに参加できるようにスペースを確保し、植栽、保育等の活動について計画的、長期的に取り組むものである。

この場合、風倒被害木の除去、植栽のための地拵、植栽用の苗木の確保及び植付け、下刈り等の道具の準備は全て国有林側で実施することが望ましい。



図5-3 小学生による森林づくり

イ 野幌森林づくり塾（仮称）

個人やグループで森林づくりに参加できると同時に、野幌の豊かな自然のすばらしさや森林に関して理解を深める「公開講座」及び「森林体験プログラム」を実施するものである。

上記ア、イの取組は、当該プログラム等による体験を通じて彼等が積極的に森林ボランティア活動に参加できるよう支援するものであり、個人参加の受け皿として有効であると考えられる。

(3) 団体型森林づくりの実施までの手順

① 公募

市民参加の森林再生に際しては、広くボランティア団体等に呼びかけ公募することが重要である。公募に際しては、各報道機関、広報誌、関係機関のホームページ等各種情報媒体を活用しPRする。また、現地説明会を行いスムーズな実行に努めることが望ましい。

参加希望団体が多数の場合は、できるだけ希望に添えるよう調整しフィールドの確保に努めるが、調整できない場合は抽選もやむを得ない。

② 協定の締結

参加を希望する団体から森林再生の年次計画を盛り込んだ企画書を林野庁北海道森林管理局指導普及課に提出し、活動内容の調整を経て参加団体とフィールドを所管する石狩森林管理署と協定を締結して実施していくことが考えられる。

なお、締結までの連絡調整等のコーディネートについては、石狩地域森林環境保全ふれあいセンター（以下、「ふれあいセンター」という。）の機能発揮が期待される。

③ 活動の展開

協定に基づき、各団体の特色を生かした再生活動を展開することとなるが、団体からの希望があれば、ふれあいセンターにおいて、植栽樹種、苗木の入手方法の相談や植栽方法等の技術的支援に努めるなど、その機能発揮が期待される。

再生活動の一環として行う植栽は平成19年度までに各団体とも完了を目指し、その後下刈、除伐等の森林再生のための各種保育活動を引き続き実施していくことが望まれる。

なお、保育活動に対する技術的支援についてもふれあいセンターの機能発揮に期待したい。

また、参加団体や広く一般市民を対象に、各団体等の活動状況をとりまとめたニュースレター等の情報発信により（ホームページも活用）、各団体等の活動の見どころや再生活動前と活動後の現地の変化を紹介するなどしながら、森林再生の取組に対する理解の醸成と、本林の魅力に関する普及啓発に努めることが必要であると考えられる。

④ 「連絡協議会」の設置

参加団体等の活動の情報交換・自己評価の場として「連絡協議会」を設置し、参加団体等が円滑に活動できるよう努めることが必要であると考えられる（事務局：ふれあいセンター）。

市民参加による森林再生活動

プログラム型森林づくり

個人や団体(学校も含む)等広く市民が
気軽に森林づくりに参加 → 募集

個人で植樹・
保育活動に
参加したい

団体として植樹活
動を行いたいが、
苗木代を負担して
までの財政的余
裕がない

個人

ボランティア

学校

参加
申込

参加
申込

野幌森林づくり塾(仮称)
2005の展開

第1回目
オリエンテーション
植栽
自然体験プログラム

第2回目
下刈
自然体験プログラム
終了式

みんなで森林づくり
フィールド(仮称)

植樹・保育活動

計画的各種活動を実施
指定日時

各活動とも
事前申込制

団体型森林づくり(協定)

公 募

地拵
まで
完了

団体に植樹・保育活動
に参加したい

ボランティア

企業

学校

企画書

協 定

団体の特色を活かした
団体の計画的活動

フィールド
植樹・保育活動

フィールド
植樹・保育活動

ボランティア

企業

学校

連絡協議会の設置
(事務局:ふれあいセンター)
【活動の情報交換・自己評価の場】

野幌森林づくり塾
2006の展開

野幌森林づくり塾
2007の展開

活動のステップアップ
将来的には森林ボラ
ンティア団体へ入り
自主的活動を期待

(4) プログラム型森林づくりの実施までの手順

① みんなで森林づくりフィールド（仮称）

ア 募集

市民参加の森林再生について、広く市民やボランティア団体に呼びかけ参加者の募集を行うことが重要である。募集に際しては、各報道機関、広報誌、関係機関のホームページ等各種情報媒体を活用しPRする。募集は、植栽、下刈等の活動内容ごとに行うが、活動内容、フィールドの制約から、それぞれの活動内容ごとに人数制限を行う場合も想定される。

なお、スムーズな森林づくりを進めるため、参加希望者は原則として事前登録制とし、応募多数の場合には抽選もやむを得ない。

イ 活動の展開

植栽や下刈等の活動内容ごとにその活動日を決め、事前準備・当日の活動運営は、ボランティア団体等と連携しながら国有林側で実施するものである。活動日時は限定されるが、個人やボランティア団体、企業、学校等誰でも自由に参加できるようにすることが望ましい。

再生活動の一環として行う植栽は3年程度場所を変え実施し、その後下刈り、除伐等の森林再生のための各種保育活動を引き続き実施していくことが望まれる。

また、ボランティア団体等と連携して参加者を対象に「森林体験プログラム」を実施し、森林に関する理解の醸成を図るものとする。

② 野幌森林づくり塾（仮称）

ア 募集

広く市民に呼びかけ、森林づくりの参加者の募集を行うことが重要である。募集に際しては、各報道機関、広報誌、関係機関のホームページなど各種情報媒体を活用しPRする。募集は、フィールドへのインパクトの軽減やプログラムの運営上40人程度とし、植栽、下刈等の活動ごとに実施することが望ましい。

なお、プログラムの運営上参加希望者は事前登録制とし、応募多数の場合には抽選とすることもやむを得ない。

イ 活動の展開

各活動内容ごとに塾開講日を決めて「公開講座」や「森林体験プログラム」を実施し、野幌の豊かな自然のすばらしさ、森林に関する理解の醸成を図るものとする。当日の塾開講等活動運営は、NPO等と連携しながら国有林側で実施することが望ましい。



図5-4 植樹の体験講座

(5) 森林再生の活動時におけるマナー

野幌森林公園は、多くの人に利用されている。森林再生活動に当たっては自

然環境や他の利用者に迷惑をかけないようにする必要がある。ここでは注意したいマナーをいくつか挙げることにする。

① 活動場所からはずれない・車で乗り入れない

公園内では、森の中を踏み荒らさないように歩道を歩くこととし、また、車やオートバイの歩道への乗り入れは禁止されている。設定された箇所内での活動とし、当該箇所以外に入らないようにする。物資等の運搬で車の乗り入れが必要な場合には、ふれあいセンターへ事前に連絡をし調整する。



図5-5 小学生に対するマナー指導

② 火気に注意する

風倒木の枝条が活動場所周辺に散乱し、山火事への注意が必要となっている。活動場所での喫煙は行わず所定の喫煙場所で行うこととする。また、公園内での火器の使用は禁止されている。

③ 野生植物をとらない

公園内では、山菜採りや栽培目的の盗掘によって、すっかり減ってしまった植物もある。植物の採取は基本的に禁止されている。野生植物は自然の姿を見て楽しむようにする。

④ 野生動物にむやみに近づかない

野生動物に近づいたり、エサを与えると、動物にストレスを与えるだけでなく生活をゆがめてしまう。特に3～6月は多くの野鳥たちの繁殖期にあたるので、気配りが必要である。

⑤ ゴミは必ず持ち帰る

(6) 国有林の各種支援

野幌自然休養林における風倒被害箇所の森林再生活動に際し、国有林側で以下のような各種支援策について検討することが望ましい。

① 道具類の貸出

植栽や保育に必要な鋤、鎌等の道具類の貸出し。

② 技術的支援

植栽樹種の選定、植栽方法及び下刈、補植等保育に関する技術的支援。

③ 情報提供

苗木の斡旋及び各種民間助成金に関する情報提供。

④ 活動情報の発信

各団体等の再生活動、野幌の森林でのみどころ及び再生活動前と活動後の森林の変化等をニュースレターやホームページを活用したリアルタイムな情報発信。

6 道有林における風倒被害箇所の森林再生について

(1) 森林の現況

野幌の森林における道有林は札幌市に隣接していることから、都市近郊市民の憩いの場や森林の学習・利活用の場として広く利用されている。

本林は北海道百年事業の一環として江別市西野幌地区の戦後開拓地55haを北海道が取得し、昭和43年、北海道百年を記念して隣接する国有林とともに「北海道立自然公園野幌森林公園」に指定された。

道有林面積55haのうち森林が52ha、森林以外の面積（道路等）が3haである。森林は人工林が60%を占め、天然林は40%である。

表6-1 森林の現況

人工林	31ha	60%
天然林	21ha	40%
計	52ha	100%

人工林については、昭和43年から植栽を始め、トドマツ、カラマツ等の針葉樹が約28ha、広葉樹約3haとなっている。天然林は、耕作地として適さなかった沢沿いに、ミズナラ、センノキ、シナノキ、エゾイタヤ等の広葉樹から構成されている。

(2) 風倒被害の状況

被害は高齢級の人工林にのみ発生しており、その面積は約6haである。特にトドマツの被害については、植栽面積約18haの31%に当たる約6haと、被害面積全体の99%を占めている。

表6-2 人工林の被害面積

樹種名	植栽面積 (ha)	被害面積 (ha)
カラマツ	7.04	0.08
トドマツ	17.92	5.64
アカエゾマツ	2.40	—
ストロブマツ	0.48	—
ヨーロッパトウヒ	0.48	—
広葉樹	2.88	—
計	31.20	5.72

被害形態については、被害木のほとんどが根返りであり、おおむね北方向に倒伏している。



図6-1 被害状況1



図6-2 被害状況2

(3) 風倒被害箇所の再生

被害が単木的、分散的で比較的小さなギャップの箇所約2haについては、風倒木を除去し自然力による森林再生を図るが、大きなギャップとなった箇所約4haについては、病虫害・森林火災の発生防止、自然保護、風致景観の保全及び公園利用者への配慮等から、人手をかけて森林再生を図る必要がある。

また、将来的には生物多様性を志向した自然林へ誘導していくことが望ましい。



図6-3 ボランティアによる植樹



図6-4 ボランティアによる下刈り

7 関係行政機関との連携について

野幌の森林における風倒被害箇所の再生に向けた取組については、北海道森林管理局、空知森づくりセンター、野幌森林公園事務所、江別市等の関係行政機関の連携と、多くの市民の参加と協力が得られるようにすることが重要である。

風倒被害箇所の森林再生の取組を進め、野幌の森林の有する高い自然性の維持・保全や病虫害・森林火災の発生防止、また、保健休養、動植物の観察等を目的に野幌を訪れる年間30万人以上に及ぶ利用者への配慮等から、今後、関係行政機関が連携しつつ、道民に対する風倒被害箇所の再生に向けた取組のPRや、本林の有する魅力、活動フィールド等に関する各種情報提供に努めていくことが必要であると考えられる。

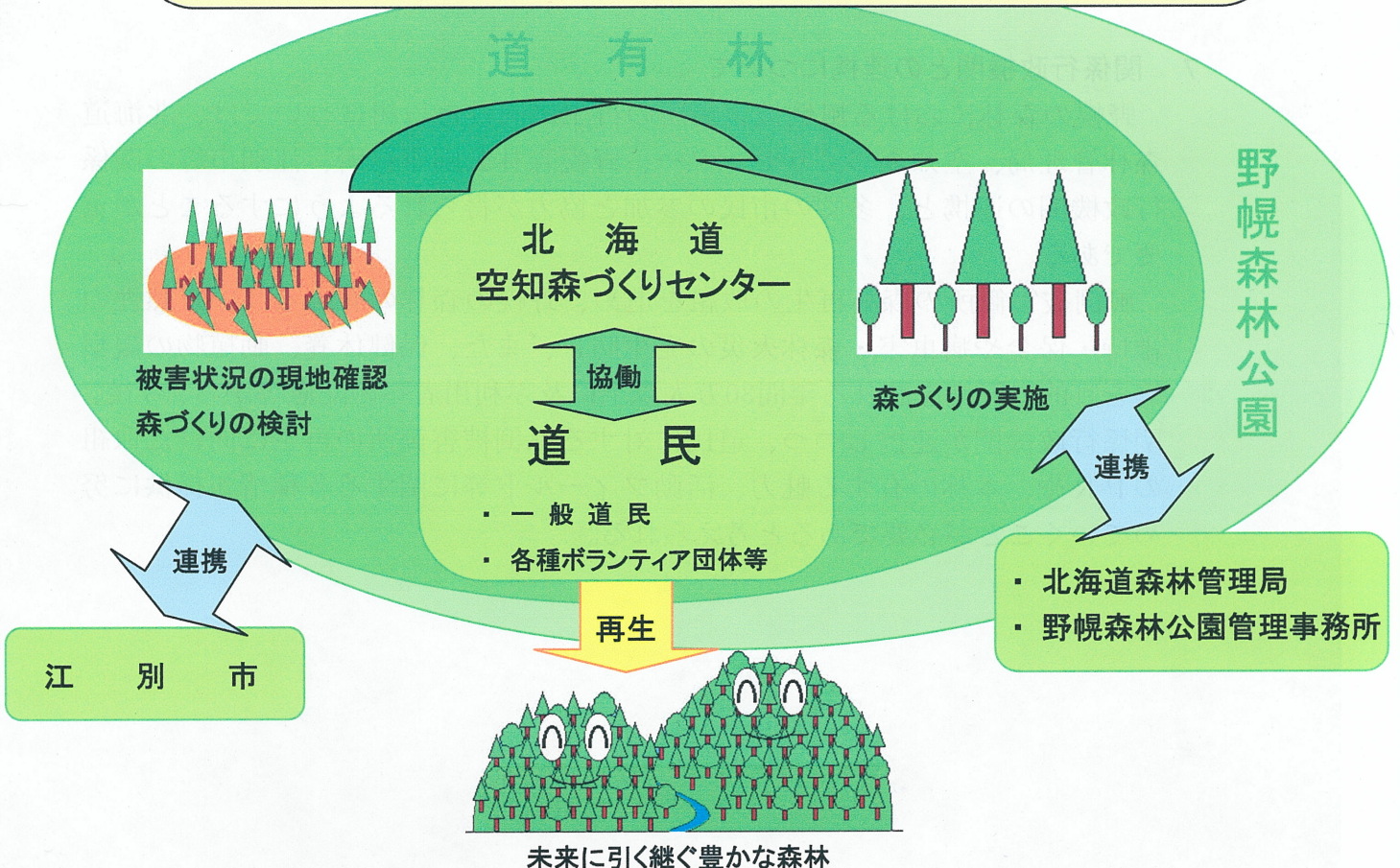
みんなの手で蘇らそう野幌の森道民プロジェクト

【目的】

野幌森林公園内の道有林は、平成16年9月の18号台風により、大きな風倒被害を受けました。道民のかけがえのない財産である豊かな森林を蘇らせ、未来に引き継ぐことは、私たちの大切な役割です。このため、空知森づくりセンターでは、道民の参加と協力を得て、道民との協働による「野幌の森」の再生に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 道民の参加募集
 - ・ 各報道機関、江別市広報を活用
 - ・ ボランティア団体等への呼びかけ
 - 被害状況の現地確認
 - 再生に向けた森づくりの検討
 - 森づくりの取り組み(植栽の実施)
 - 森づくりの取り組み(保育の実施)
- } 平成17年 4月～5月
 } 平成17年 6月
 平成17年10月
 平成18年以降継続



8 むすび

野幌の森林は、札幌市等周辺に所在する都市近郊林としてその有する規模と、森林植生からみた質の高さ、すなわち、亜寒帯性の針葉樹と温帯性の落葉広葉樹が混生するなどその豊かで高い自然性は他に例がなく、オーストリア・ウィーン郊外の「ウィーンの森」やフランス・パリ郊外の「フォンテンブローの森」と同様に高く評価されている。

本林については、明治期以降に開拓、大正中期以降に断続的な風害や戦中・戦後及び高度経済成長期を中心とする伐採の進行、一方で、野幌林業試験場創設(明治41年)以降に試験植栽等がみられ、さらに昭和40年代に入ると、道では道立自然公園野幌森林公園(昭和43年)に、また、国では野幌自然休養林(昭和44年)にそれぞれ指定し、今日では年間30万人以上の利用者に親しまれるまでになっている。

本林においても、昨年9月、台風18号による風倒被害が発生した。これは奇しくも50年前の、道内各地に未曾有の被害をもたらした洞爺丸台風級のものであった。被害地については、融雪後の森林火災や病虫害の防止、本林の有する高い自然性と風致景観の維持・保全及び公園利用者への配慮等から、早急な森林再生の取組が求められている。

今後、森林再生については、50年、100年先を見据えた息の長い取組が必要であること、また上述のように、風害は過去断続的に発生していること及び本林は立地的、自然的、歴史的な特性を有していること等を踏まえ、現地の被害程度、優先順位を考慮し、また、風害の軽減化を図りつつ、将来的には100年前の原始性が感じられる自然林への誘導を目標に取り組むことが重要である。

目標とする森林の姿は水平方向のパッチ構造と垂直方向の階層構造が発達し、生物多様性も高い森林である。このような林相を概観すると、「多様な樹種・樹冠層から成る森林」であり、本検討会では目標とする森林をモデル化することによって森林再生の方向性と再生手法の考え方について検討した。その検討の中で、近年各地で活発化している森林ボランティア活動を重視し、また、本林に対する利用者の保健休養、森林環境教育等のニーズの高さを踏まえ、市民参加の森林づくりを森林再生手法の有効な手段として織り込むこととした。

こうして本林における森林再生の活動については、国・道の関係行政機関と市民が連携・協働した取組として構築することができた。

このような森林再生の活動を通して市民と本林との距離感が短縮され、人と森林のかかわり等に係る理解の醸成、また、森林の利用者のマナー・モラルの向上、定着ができるようになれば、この取組は単なる被害地の復旧のみに終始せず、人と自然の共生の一つの姿として捉えられるのではないだろうか。

本報告が、被害地の森林再生、本林の有する高い自然性の維持・保全及び森林ボランティア活動の積極的な展開に寄与できれば幸いである。

今後、国・道の関係行政機関と市民の連携・協働の森林づくりの一層の展開により、本林が「国民・道民の森林」として親しまれ、国内はもとより世界に誇れる森林となることを期待するものである。